6　申請書の提出
⑴　提出期間　平成24年８月31日から同年９月19日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時30分から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。
⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成23・24年度資格審査申請の際に提出したものの写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成24年８月30日付支出負担行為担当官東海防衛支局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式７と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）
⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
申請書は、平成24年９月20日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
7　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。
ア　装備施設本部長から「建築一式工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、東海防衛支局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　装備施設本部長が算定した「建築一式工事」に係る経営事項審査数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項審査数値欄の点数）が、1,200点以上であること。
ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、東海防衛支局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。 6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。
ア　平成９年度以降に、元請けとしてプレキャストコンクリート造、プレストレスコンクリート造又は鉄筋コンクリート造で延べ面積が１棟当たり8,000㎡以上の新築又は増築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
イ　建設業法の「建築一式工事」につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。
ウ　「建築一式工事」に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑷　代表者の要件　代表者は、「建築一式工事」に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。
8　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記５により申請することができる。この場合、上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。
なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイにする構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。
9　資格審査結果の通知
「資格審査結果通知書」により通知する。
10　資格の有効期間
資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。
11　その他
⑴　共同企業体の名称は、「守山㉔日野訓練場新設建築その他工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。
⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成 24 年８月 30 日
内閣府大臣官房会計担当参事官　小松　　貢
◎調達機関番号　007　◎所在地番号　13
1　調達内容
①　品目分類番号　73
②　借上等特定役務及び数量
「北方領土問題に関するテレビスポット」の制作・放送等実施業務　一式
2　意見の提出方法
①　意見の提出期限　平成24年９月20日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
②　提出先　〒100―8914 東京都千代田区永田町１－６－１　内閣府大臣官房会計課契約第二係　田中　真理　電話03―5253―2111　内線82324
3　仕様書案の交付
①　交付期間　平成24年８月30日から平成24年９月20日まで。
②　交付場所　上記２②に同じ。
4　Summary
①　Classification of the services to be procured : 73
②　Nature and quantity of the services to be required : Production and broadcasting of the TV spot about Northern Territories issue 1 unit
③　Time-Limit for the submission of comments : 5 : 00 pm on 20 September 2012
④　Contact point for the notice : Mari Tanaka, Second Contract Section, Accounts Division, Minister's Secretariat, Cabinet Office, 1―6―1 Nagata-cho, Chiyoda-Ku, Tokyo 100―8914, Japan. TEL 03―5253―2111 ext. 82324

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了しましたので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成 24 年８月 30 日
法務省大臣官房会計課長　小野瀬　厚
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13
○第 248 号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14、71、27
⑵　借入物品及び数量　地図情報システムの増設用機器等　一式
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　平成24年９月24日17時00分（郵送等の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房会計課調達係　大木　淳生　電話03―3580―4128（直通）